

病院だより

市民病院管理課
企画政策室
☎43-2511(代表)

新病院の建設に向けて

準備会発足

10月2日、第1回掛川市・袋井市新病院建設準備会が開催されました。袋井市からは原田市長、小早川院長、原野名誉院長、村田病院事務局長、掛川市からは戸塚市長、五島院長、中山企画総務部長、野ヶ山病院事務局長が参加しています。

事務局を設置

11月1日には、袋井市職員2人、掛川市職員3人(うち1人は兼務)からなる事務局が掛川市役所3階に設置され、現在新病院建設に必要な協議を行う「掛川市・袋井市新病院建設協議会」の設置に向けて準備を進めています。



新病院建設協議会では、新病院の「将来像」、「規模」、「建設場所」、「建設時期」などについて協議が行われます。協議会委員には、両市から市長、市議会議員3人、病院長、看護部長、医師会・歯科医師会および

薬剤師会の代表各1人、経済界代表1人、市民代表2人、さらには共通委員として学識経験者8人程度が選出され、年内に第1回目の協議会開催を予定しています。

市民説明会を開催

11月10日・18日・19日、中央公民館をはじめ市内3会場で「新病院建設に向けての市民説明会」を開催しました。市長、市民病院長、名誉院長が市民病院の現状と新病院建設に向けての取り組み、さらには掛川市立総合病院との統合の必要性などについて説明し、市民の皆さんに理解を求めました。



国保ガイド

退職者医療制度

退職者医療制度とは、長年会社などに勤めて退職し、年金受給権者になつた方とその被扶養者の方が受けられる制度です。

退職被保険者本人および被扶養者の方が医療機関で診療を受けた時の医療費は、窓口負担と加入者の皆さんが納めた保険税と他の健康保険(現役時に加入していた健康保険)からの拠出金によって賄われています。

拠出金によって間接的に国民健康保険(国保)加入者の皆さんの負担が抑えられ、国保の適正な財政運営につながります。

退職被保険者本人および被扶養者に当てはまる方は、国保の保険証、認め印、年金証書を持って、届け出をしてくださいます。

対象 次のすべてに当てはまる方

退職被保険者本人

国保に加入している方

老人保健医療制度の対象ではない方
厚生年金や共済年金の加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上あり、年金の受給を受けられる方

退職者の被扶養者

老人保健医療制度の対象ではない方
退職被保険者本人の配偶者(事実上の婚姻関係にある方を含む)または、3親等以内の親族の方

退職被保険者と同一世帯の方

退職被保険者によって生計を維持し、向こう1年間の収入(1)が130万円未満(60歳以上の方や障害厚生年金受給要件に当てはまる程度の障害をお持ちの方は180万円未満)と見込まれる方

(1) 公的年金や雇用保険(失業保険給付)なども含めた収入金額の合計額で、退職金や譲渡所得などの一時的な収入は含みません。

平成20年4月1日から、退職者医療制度の該当年齢が変更になります。

本人該当の方が65歳に到達すると、扶養認定されている家族の方も含め、退職者医療制度の適用外となるため、保険証の有効期限が異なります。

今回の更新以降、退職者医療制度の適用外になる方には、有効期限前に改めて保険証を郵送します。



☎市民課国保年金係

☎443113

市民サービス課窓口係

☎239212